

海外特別研究員採用者及び採用内定者 各位

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部 海外派遣事業課

海外特別研究員事業における書類提出方法及び
本会発出文書に係る公印の取扱の変更について（通知）

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、『日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引（令和2年9月）』（以下、「手引」という。）において、採用者及び採用内定者（以下、「採用者等」という。）に作成をお願いしている各種書類の提出方法及び本会発出文書に係る公印の取扱を一部変更する事としましたので、下記のとおりお知らせ致します。

なお、手引については、次回の改訂時に変更内容を反映予定です。

記

1. 書類の提出方法

これまで原本での提出を求めていた書類について電子媒体での提出を可能とするとともに、一部の書類を除き自署・押印を不要とします。

（ア）本通知により電子媒体での提出を可能とする書類

① 自署・押印を不要とする書類

以下の様式について、電子媒体での提出を可能とするとともに、自署・押印を不要とします。提出の際は、「（自署又は押印）」欄に採用者等自身の氏名を記入（パソコンでの入力可）してください。

- ・様式1-2 海外研究連絡センターへの情報提供について（新規・変更）
- ・様式2-1 海外特別研究員-RRA子供手当届（新規・変更）
- ・様式3 外国出張計画書（別紙日程表を含む）
- ・様式7 復路航空賃請求書
- ・様式11 外国出張計画変更書（別紙日程表を含む）
- ・様式11-1 計画変更理由書（派遣期間短縮）（別紙日程表を含む）
- ・様式13 海外特別研究員採用中断願（外国出張計画変更書）（別紙日程表を含む）
- ・様式14 海外特別研究員採用中断期間変更願（外国出張計画変更書）（別紙日程表を含む）
- ・様式15 海外特別研究員採用再開願（外国出張計画変更書）（別紙日程表を含む）
- ・様式16 海外特別研究員受入研究機関等変更願
- ・様式19 派遣開始日届（出発前手続・変更）

- ・様式20 国内所属機関及び資格届（派遣開始手続・変更） ※国内所属機関長印が必要な場合、国内所属機関長印の取扱は（ア）④を参照

② 自署を引き続き必要とする書類

以下の様式について、電子媒体での提出を可能とします。なお、自署は引き続き記入頂きますようお願い申し上げます。

- ・様式1 誓約書
- ・様式1-1 研究活動の公平性の確保及び適正な研究費の使用について
- ・様式17-2 海外特別研究員辞退願 ※国内所属機関長印の取扱は（ア）④を参照

③ 受入研究者の署名を引き続き必要とする書類

以下の書類について、電子媒体での提出を可能とします。なお、受入研究者の署名は引き続き記入頂きますようお願い申し上げます。

- ・受入承諾書

④ 国内所属機関長印の押印を引き続き必要とする書類

以下の様式について、電子媒体での提出を可能とします。なお、引き続き国内所属機関長印を押印の上、提出頂きますようお願い申し上げます。

- ・様式17-2 海外特別研究員辞退願 ※辞退時に日本国内の研究機関に所属している場合のみ
- ・様式20 国内所属機関及び資格届（派遣開始手続・変更） ※国内所属機関長印が必要な場合のみ

(イ) 以前より電子媒体での提出を可能としている書類

① 自署・押印を不要とする書類

以下の様式については自署及び押印を不要とします。提出の際は、「(自署又は押印)」欄に採用者等自身の氏名を記入（パソコンでの入力可）してください。

- ・様式2-2 海外特別研究員-RRA子供手当支給停止届
- ・様式5 銀行口座届（新規・変更）
- ・様式6 海外特別研究員中間報告書
- ・様式10 海外特別研究員最終報告書
- ・様式11-2 計画変更理由書（付加用務）（別紙日程表を含む）
- ・様式12 一時帰国届・願（別紙日程表を含む）
- ・様式18 海外特別研究員証明書交付願
- ・様式20 国内所属機関及び資格届（派遣開始手続・変更） ※国内所属機関長印が不要の場合
- ・様式22 改姓届
- ・様式23 研究資金等受給届

- ・ 様式24 海外特別研究員派遣終了後の異動届

② 自署を引き続き必要とする書類

以下の様式については、引き続き自署の上、提出頂きますようお願い申し上げます。

- ・ 様式 17-1 海外特別研究員採用内定辞退届
- ・ 様式 17-3 海外特別研究員補欠辞退届

2. 本会発出文書に係る公印の取扱

本会の法人文書管理規程及び公印規程の改正（令和3年1月1日付施行）を受け、今後本会からの発出文書については公印を使用しない事を原則といたします。公印を使用しない文書については電子媒体を採用者等に送付する事とし、原本の郵送は廃止します。

原則公印を使用しない事とする下記の文書について、引き続き公印の使用を希望する場合には、各手続の申請時にその旨を様式本文中に記載頂くか、申請時にメールにて本会宛ご連絡ください。公印の使用について特段ご要望のない場合は、原則として公印のない文書を送付いたします。

- ・ 海外特別研究員の派遣期間の短縮について（回答）
- ・ 海外特別研究員の採用中断について（回答）
- ・ 海外特別研究員の採用中断期間の変更について（回答）
- ・ 海外特別研究員の採用再開について（回答）
- ・ 海外特別研究員の付加用務について（回答）
- ・ 海外特別研究員の一時帰国について（回答）*戻入あり
- ・ 海外特別研究員の受入研究機関・受入研究者等の変更について（回答）
- ・ 海外特別研究員の派遣期間の延長について（回答）

なお、海外特別研究員証明書については、査証手続きその他の諸手続にあたり、本会の公印使用を採用者等が必要とする事が想定されるため、従来通り公印を使用する事とします。

本通知に関しご不明な点がある場合は、下記の本件担当先までお問い合わせください。

（本件担当）
独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部海外派遣事業課
TEL：03-3263-0925
E-mail：kaitoku@jsps.go.jp